

第6回定例会

平成29年12月19日開会

平成29年12月19日閉会

小清水町議会会議録

小清水町議会

平成29年第6回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成29年12月19日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 前回よりの継続審査
- 認定第 1号 平成28年度小清水町各会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 発議第 5号 議員研修会にかかる議員の派遣について
- 第 6 意見案第 8号 平成30年度畜産物価格決定等に関する意見書(案)の提出について
- 第 7 意見案第 9号 日欧EPA「大枠合意」の全容を明らかにし、先行的な「暫定発効」をしないことを求める意見書(案)の提出について
- 第 8 意見案第10号 平成29年度以降「産地交付金」の満額確保などを求める意見書(案)の提出について
- 第 9 意見案第11号 持続可能なオホーツク畑作政策と「ばれいしょ増産輪作推進事業」の万全な予算確保などを求める意見書(案)の提出について
- 第10 一 般 質 問
- 第11 承認第 5号 専決処分した事件の承認について(平成29年度小清水町一般会計補正予算(第5号))
- 第12 承認第 6号 専決処分した事件の承認について(平成29年度小清水町一般会計補正予算(第6号))
- 第13 承認第 7号 専決処分した事件の承認について(平成29年度小清水町一般会計補正予算(第7号))
- 第14 議案第49号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第50号 小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第51号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第52号 小清水町ツーリストセンター設置及び管理に関する条例制定について
- 第18 議案第53号 平成29年度小清水町一般会計補正予算(第8号)について
- 第19 議案第54号 平成29年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第20 議案第55号 平成29年度小清水町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第21 議案第56号 平成29年度小清水町簡易水道特別会計補正予算(第2号)について
- 第22 議案第57号 平成29年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第23 議案第58号 国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会規約の変更について
- 第24 議案第59号 小清水町ツーリストセンター(ビジターセンター)の指定管理者の指定について
- 第25 議案第60号 小清水町ツーリストセンター(商業店舗)の指定管理者の指定について

○出席議員（10名）

1番	下平正吾君	2番	槻間善高君
3番	八木勝正君	4番	森浩君
5番	工藤孝一君	6番	大石誠示君
7番	高橋隆文君	8番	林幸雄君
9番	中村俊之君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	服部隆文君
出納室長	瀧口顕君
企画財政課長	金原武浩君
町民生活課長	斎藤高広君
保健福祉課長	村上信二君
産業課長	細川正彦君
建設課長	荒木和正君
子育て支援課長	河西定博君
生涯学習課長	中野也寸志君
農業委員会事務局長	細川正彦君
監査委員事務局長	権藤結君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	権藤結君
書記	服部まどか君

◎開会の宣告

- 議長（坂田秀昭君）ただいまから、平成29年第6回町議会定例会を開会いたします。
(開会 午前9時30分)

◎開議の宣告

- 議長（坂田秀昭君）直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、
5番 工藤孝一 議員 6番 大石誠示 議員
を指名いたします。

◎会期の決定について

- 議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。
高橋隆文議会運営委員長。はい、7番、高橋隆文議員。
○議会運営委員長（高橋隆文君）はい、7番。議会運営委員会の審査結果を報告いたします。
第6回本定例会を開催するに当たりまして、去る12月15日と本日、議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。
本定例会では、一般質問者が3名5件、町長から提出されております議案15件であります。
その内容につきましては、一般議案が7件、補正予算5件であります。その他承認3件、認定1件、発議と意見書も予定されております。
したがって、一般質問及び提出議案の内容、件数を判断いたしまして、本定例会の会期は、本日12月19日の1日間とすることが妥当であると判断したところでございます。
以上、議会運営委員会の審査報告といたします。
○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は、会期1日であります。
これに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶものあり)
○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。
よって会期を本日1日と決定いたしました。

◎議長諸報告について

- 議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を権藤事務局長から報告させます。
○事務局長（権藤結君）はい、諸般の報告をいたします。
本日の会議出席議員数は10名でございます。
本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。
9月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。
監査委員から例月出納検査報告書を受領したので、その写しを配付しております。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

- 議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。
あわせて、日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。
はい、久保町長。
○町長（久保弘志君）定例町議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。
師走も半ばを過ぎ、暦も残すところわずかとなりました本日、平成29年第6回定例町議会を招集させ

ていただきましたところ、議員の皆さまには何かと御多用の中、全員の御応召を賜りましたこと、まことにありがとうございます。また、日々、小清水町の発展と町民の福祉増進のため御活躍されておりますことに、深く感謝を申し上げます。

私にとりましては、8月25日に町長に就任させていただきまして、まだ4カ月足らずではございますが、この間、議員各位はもとより、町民の皆様から格別の御支援、御協力を賜り、町政を推進することができました。改めまして、皆様の御支援と御協力に心から感謝を申し上げます。

さて、本定例町議会に提案させていただきます案件でございますが、初めに、承認案件につきましては、さきの衆議院議員総選挙及び小清水小学校金管バンドの全国大会出場に係る経費の追加など、一般会計補正予算専決処分の承認3件、条例関係では、平成29年人事院勧告に準拠した職員の給与に関する条例の一部改正など条例改正3件、新規制定では、小清水町ツーリストセンター設置及び管理に関する条例制定1件、補正予算につきましては、給与改定等に伴う人件費補正及び9月補正予算編成以降の事務・事業経費の追加など各会計補正予算5件、このほか、国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会規約の変更1件、指定管理者の指定につきましては、小清水町ツーリストセンターの指定2件でございます。

以上、議案15件を提案することとしておりますので、よろしく御審議の上、原案につきまして御協賛くださいますようお願い申し上げます。本定例町議会招集に当たっての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

行政報告は、お手元に配付しております報告書のとおりでございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で行政報告を終わります。

◎認定第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、前回よりの継続審査、認定第1号、平成28年度小清水町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算審査特別委員長、林幸雄議員の報告を求めます。

8番、林幸雄議員。

○8番（林幸雄君）決算審査特別委員会の報告をいたします。

平成29年9月第5回町議会定例会におきまして本委員会に付託されました、平成28年度小清水町各会計歳入歳出決算につきまして、10月18日及び19日の2日間にわたり審査を行いました。

審査に当たりましては、審査要綱及び着眼点などに基きまして、各会計決算書、主要施策事業費調、決算審査意見書等に基づきまして慎重に審査を実施したところでございます。

その結果、平成28年度小清水町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、農業集落排水事業特別会計のいずれの会計につきまして、全員の賛成により、それぞれ認定すべきものと決定したところでございます。

以上、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長報告に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

これより、前回よりの継続審査、認定第1号、採決いたします。

原案に対する委員長報告は認定であります。

平成28年度小清水町一般会計、小清水町国民健康保険特別会計、小清水町後期高齢者医療特別会計、小清水町介護保険特別会計、小清水町簡易水道特別会計、小清水町農業集落排水事業特別会計を一括して採決いたします。

委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、認定第1号は認定と決定いたしました。

◎発議第5号

○議長(坂田秀昭君) 日程第5、発議第5号、議員研修会にかかる議員の派遣についてを議題といたします。

平成30年1月14日から16日まで、千葉県千葉市で開催される市町村議会議員特別セミナーに、大石誠示議員、森浩議員、工藤孝一議員、槻間善高議員、中村俊之議員の5名を参加することといたしたいと思います。

お諮りいたします。

これに参加する場合の議員の出張並びに細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、本件はそのように決定しました。

◎意見案第8号

○議長(坂田秀昭君) 日程第6、意見案第8号、平成30年度畜産物価格決定等に関する意見書(案)の提出についてを議題といたします。

提出者、八木勝正議員の説明を求めます。

はい、3番、八木勝正議員。

○3番(八木勝正君) はい、3番。

平成30年度畜産物価格決定等に関する意見書(案)について。

北海道の酪農畜産は、専業経営を主体に発展し、国民への安全で良質な牛乳、乳製品及び畜肉の安定供給を担い、府県の生産基盤の後退に伴って、北海道の位置づけが高まっています。加えて、北海道農業の基幹部門として、乳業や食肉加工業など関連産業を通じて地域の雇用や経済を支えるなど、きわめて重要な役割を果たしている。

しかしながら、巨額な投資と補助事業に後押しされた規模拡大政策によって、生乳生産の拡大を図ってきたが、多大な投資負担や労力面等からも限界が漂っており、膨大な酪農主体において地域コミュニティーを維持するため、中小規模の酪農経営をいかにして次世代につないでいくか重要な課題となり、生産基盤強化対策の推進が求められている。

については、安定供給、地域経済、社会を支える家族経営、農業法人を中核とする酪農畜産の持続的な発展を図る意欲と展望の持てる畜産物価格等の実現などを求めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見を提出する。

慎重審議の上、何とぞ御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

意見案第8号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。
よって、意見案第8号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第9号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、意見案第9号、日欧EPA「大枠合意」の全容を明らかにし、先行的な「暫定発効」をしないことを求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、八木勝正議員の説明を求めます。

3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）はい、3番。

日欧EPA「大枠合意」の全容の情報を明らかにし、先行的な「暫定発効」をしないことを求める意見書（案）について。

日本政府は、EUとEPA交渉で大枠合意を行い、EPAは国際的な条約の範疇になることから、日本及びEU加盟28カ国の国会批准が必要になるが、そのために必要な協定文書はまだできていない。EPA発効までには数年単位の時間がかかることが予想されるし、大枠合意した内容で暫定発効という抜け道に持ち込む可能性があります。

北海道農業は原料供給型で、地場を含めた食品加工業界に提供するという形で地域経済を支えてきたが、ヨーロッパが得意とする加工品の関税撤廃・削減が多いことから、原料ではなく、加工食品として安くヨーロッパから輸入されると、北海道の農産物の行き場が狭まり、地場の食品加工業をも脅かすことになる。

よって、日欧EPA大枠合意の全容の情報を明らかにし、暫定発効をしないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

慎重審議の上、何とぞ御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第9号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第9号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第10号

○議長（坂田秀昭君）日程第8、意見案第10号、平成29年度以降「産地交付金」の満額確保などを求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、八木勝正議員の説明を求めます。

3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）はい、3番。

平成29年度以降「産地交付金」の満額確保などを求める意見書（案）の提出について。

水田活用の産地交付金は、主食用米の需要量が年々減少する中で、地域で作成する水田フル活用ビジョンに基づき、水田における麦や大豆等の生産性向上、地域振興作物等の生産の取り組みを支援する制度として、北海道の米、水田農業の振興に大きく寄与した。

しかし、平成29年度産地交付金については、戦略作物助成の支払いが大幅にふえて、水田フル活用の予算額が留保された2割分も目減りすることが見通されており、昨年度に続き、2年連続の予算不足が伝

えられている。

よって、2年続けての産地交付金の支払い減額を回避するために、留保2割部分については本年度補正予算での対策措置などにより満額交付を行うとともに、次年度以降も戦略作物助成とは別枠での予算を十分確保することなどを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

慎重審議の上、何とぞ御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第10号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第10号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第11号

○議長（坂田秀昭君）日程第9、意見案第11号、持続可能なオホーツク畑作政策と「ばれいしょ増産輪作推進事業」の万全な予算確保などを求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、八木勝正議員の説明を求めます。

3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）はい、3番。

持続可能なオホーツク畑作政策と「ばれいしょ増産輪作推進事業」の万全な予算確保などを求める意見書（案）。

オホーツク畑作農業は、専門的な農家が主体となり、国の重要品目である麦、大豆、テンサイ、デンプン原料用バレイショを中心として、安全で安心な畑作物の安定供給を図るとともに、地域の製糖工場及びデンプン工場などと密接な関係のもと、地域経済、社会を支える基幹産業として重要な役割を果たしています。

一方、現況での本土畑作農業において、課題として、担い手の減少や高齢化に加えて、大規模経営による労働力不足などから偏った作付を引き起こしており、適正な輪作体系の崩れが生じている状況により、病害虫の多発に加え、異常気象による湿害などで不安定な生産状況が続いているため、合理的な輪作体系の確立が急務となっております。

については、持続可能なオホーツク畑作政策について、生産現場の意見を十分に踏まえ、万全な政策を講ずるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

慎重審議の上、何とぞ御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第11号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、意見案第11号、原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長(坂田秀昭君) 日程第10、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質問については簡潔明瞭に努められるようお願いいたします。

初めに、5番、工藤孝一議員。はい、5番、工藤孝一議員。

○5番(工藤孝一君) はい、5番。さきに通告してございます質問事項について質問させていただきます。最初に、シストセンチュウの防疫対策についてであります。

ことし9月1日、これまで日本にはいなかったテンサイシストセンチュウが、長野県原村で確認されたと農林水産省が発表しました。ビート、ブロッコリー、キャベツに重大な影響を及ぼす害虫です。ジャガイモシロシストセンチュウと同じく、侵入防止対策を急ぐ必要があると思っておりますが、所見を伺います。

○議長(坂田秀昭君) 答弁を求めます。

久保町長。

○町長(久保弘志君) シストセンチュウの防疫対策についての御質問にお答えいたします。

本年、長野県諏訪郡原村の一部圃場で栽培されているアブラナ属野菜の生育不良株からシストセンチュウが発見されたことから、名古屋植物防疫所でセンチュウの同定を行ったところ、国内で初めて、アジアや欧州などに分布するテンサイシストセンチュウであることが9月1日に確認され、農林水産省より発表されたところであります。

現在、国において、テンサイシストセンチュウ対策検討会議が設置され、さまざまな検討がなされておりますが、本センチュウは人畜無害であり、本センチュウが付着した作物を食べても健康に影響はない旨、発表されております。

また、ブロッコリーなどアブラナ属やテンサイなどのフダンソウ属の生植物の地下部に本センチュウが寄生するものであり、テンサイでは生育のおくれや黄化症状、地上部のしおれなどが見られる被害株は奇形となり、収量が著しく低下するものであります。

発生圃場においては、ジャガイモシストセンチュウ同様、土壌を介して拡散することが確認されていることから、土壌の移動防止措置、寄主植物の植栽自粛、石灰窒素などを使用した防除などが既に実施されておりまして、今後は対抗植物や輪作など複数の防除対策の組み合わせを検討することとされております。

新聞報道等において、長野県は、国の専門家の指示のもと、JAなどと連携し蔓延防止対策を講じるとされており、国の対策検討会議においても全国調査や防除対策効果の検証が行われておりますので、本町といたしましても、これら動向を注視し、北海道を初め農業協同組合や各関係機関と連携を図りながら、ジャガイモシストセンチュウはもとより、さまざまな病虫害対策を講じ、本町の基幹産業であります農業を守り抜く所存でございますので御理解をいただきたいと存じます。

○議長(坂田秀昭君) はい、5番、工藤孝一議員。

○5番(工藤孝一君) 今、各道、国、農林省との指導を仰いで対応を進めていくという趣旨で答弁いただいたと思うんですが、発生した長野県諏訪郡原村は、標高900から1,100メートルの高地であります。原村の耕作耕地面積は、1,200ヘクタールであります。テンサイシストセンチュウが発生した地域は、およそ420ヘクタールと聞いております。420ヘクタール全てを、八歩法による土壌採取をして、今週の22日、名古屋防疫所からその結果が公表されるということになるというふうに聞いております。

発生した農家の近くに住んでいる原村の農家の方に伺いましたところ、「私の村は、当然、港もない。JR駅もない。空港もない。あるのはただ一つ、高速道路が1本走っているだけだ」というふうにおっしゃっていました。しかも、センチュウが発生した圃場は、「高速道路のインター初め、その高速道路周辺に多く見受けられます」というふうにおっしゃっていました。

このセンチウは、世界的に見ても大変メジャーな害虫で、五大陸の全てに分布しております。私は、ことしの3月定例議会の総括質疑で、ジャガイモシロシストセンチウ侵入防止対策についてお聞きした経過でございます。本町の畑かんの水を活用したバイオセキュリティの指摘をしたところであります。

今後、関係者、関係機関との協議を具体的に進める必要があると思っておりますが、特に主要幹線の出入り口等についてもそういったセキュリティをすべきだと思います。再度質問いたします。

○議長（坂田秀昭君）久保町長。

○町長（久保弘志君）はい、お答えいたします。

シロシストの関係でございますが、現在の国、道の動きでございますけれども、網走市を中心に発生が認められているということは皆さん既に御承知だと思いますけれども、新たに大空町の東藻琴でも発見をされているというようなことで公表はされております。どんどん本町にも近づいてきている現状であるというふうに認識をしておりますが、近づいてきているという点と語弊があるかもしれませんが、拡散の恐れはあるというふうに認識をしております。

このような中で、地域ごとの洗浄施設の設置であるとか、議員からも御提案のありました畑かんの利用の関係でございますが、まず、国の考え方でありまして、今発生しているところを封じ込めるというのが第一であるということでありまして。本町も、毎年、植物健診を実施してきておりますが、本年も実施、来年も実施をするということで予定をされておりますけれども、今のところ、発生は確認をされていないということで安堵しておりますけれども、まずは基本的な考えとしては、もう封じ込めるということです。拡散防止ということが第一であると。

ですので、本町の農家さんの中でも、洗浄施設等の要望、補助事業でつくりたいというようなお考えで要望していた経過もありますけれども、今の段階では網走地域が優先ですということで、なかなか補助金が見つからないという現状があるようでございます。ですので、そこについては、今後、国の動きがどうなっていくか見ながら、本町もどのような洗浄施設が必要なのか、そこは検討はしてまいらなくてはならないというふうに考えてございます。

畑かんの水の利用の可能性であります。畑かんについては、あくまでもかんがい用水です。畑に水をまくというのが大原則でありますので、それに余力があるのであれば使ってもいいですよという回答は開発のほうからは受けております。ただし、水利権、多目的使用量の関係もございまして、また新たな設備投資をするには膨大なお金もかかるでしょうというような中から、ここについては、使うのは使えるけれども、その対応については慎重にJAさんあたりと御協議しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

いずれにいたしましても、特にジャガイモシロシストセンチウの関係については、土の移動防止というのが一番かなというふうに考えてございます。これにつきましては、JAさんのほうから各農家さんのほうにいろいろな指導があると思っておりますし、農家さんについても、やはりそこは危機管理意識を持って対応されているということを考えておりますので、まずは土の移動防止ということを第一に今後働きかけをしながら、今後の国の動向等を見ながら対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）ただいま町長のほうから、シロシストセンチウについては、網走全域そして拡散された大空町から広がらないように、封じ込めるという道の姿勢だというふうにお聞きしたところですが、先ほど長野県の原村の例も出しましたように、高速道路周辺が多いというふうには、その農家の方は感じていると。このことは、やはりあらゆる青果物や資材、ダンボールやパレットを運ぶトラック、そして乗用車あるいはインバウンドによる観光客の観光する車、あらゆる可能性がそういった意味ではあるというふうに思いますが、今の道の対応策、持ち出さないということはもちろん重要ですが、今後、小清水町が取り組むインバウンド受け入れプロジェクトなんかも含めて、総合的な対応策を基本に据えて、道なり国なりに強く要望していくという姿勢が求められる、かように思います。センチウ発生の基本は、タイヤの洗浄そして人間の靴の洗浄が基本になるかと思いますが、その点、町として今後、国、道に対する要望、もしお考えありましたら答弁いただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）はい、それではお答えいたします。

議員おっしゃられるとおり、本町、特にテンサイの搬送については、主要な基幹道路を持っているわけでありまして、本町の国道を通りつつ斜里まで輸送するだとか、おっしゃられているとおり、観光客についても、観光振興の点から、今後インバウンドを含め交流人口をふやしていきたいという考え方がございます。

なかなかトータル的な対応策というのは困難であると、難しいというふうに認識をしておりますが、今現在、国においてもそれぞれ検討されているというふうに認識しておりますので、それにつきましては、北海道初め近隣市町、JAさんとともに、今後検討しつつ、必要があれば、北海道なり国なりに要請活動をしていきたいというふうに考えております。

危機感は持っておりますので、その辺についてはしっかりと対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）はい、ありがとうございます。危機感は持っていらっしゃるということで、繰り返しになりますが、タイヤの洗浄ができるような環境設備、そういうことを強く指摘して、次の質問に移らせていただきたいと思います。

2番目に、トレーニングルームの設置についてということで、小清水町健康体力づくり事業が、自立した健康づくりを目的に、春トレと秋トレで合計12回実施されております。今後も町民の健康意識を高め、運動習慣につなげる取り組みにするため、運動器具をそろえたトレーニングルームを設置すべきだと思いますが、御所見を伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

加藤教育長。

○教育長（加藤友幸君）御質問にお答えをいたします。

近年、健康志向の高まりから、本町におきましても、ウォーキングやランニングにみずから熱心に取り組んでいる住民の方々が、年々増加している傾向にございます。

教育委員会といたしましては、工藤議員も御承知のとおり、運動習慣につなげる取り組みとして、健康体力づくり事業を実施しております。これは、生活習慣病の予防、社会生活に必要な機能の維持及び向上を図ることで、健康上の問題で日常を制限されずに過ごすことができる期間、いわゆる健康寿命の延伸が重視されるようになったことが背景にございます。

本事業では、集団レッスンをういながら、参加者の身体状況を把握した上で、家庭内でも個別に実施可能な身体活動や運動を紹介し、運動習慣を定着させることにより生活習慣病の発症を予防し、生活の質と心身の充実を図ることを目的としております。春にはダイエットスクール、秋にはストレッチングや筋力トレーニング、スイミング、アクアビクスなど多様な講座を設けており、参加者からも好評をいただいているところでございます。

さて、御質問は、運動器具を備えたトレーニングルームの設置についてでございます。

運動器具の種類はさまざまでございますが、現在の体育施設といたしましては、農業者トレーニングセンターがございまして、この施設ではトレーニングルームを設けるスペースを十分かつ安全に確保することは難しいと考えております。また、運動器具につきましても、専門の指導者による指導を受けなければ適切な使用ができないもの、危険を伴うものもあろうかと考えます。

しかし、運動器具設置についての住民要望があるのであれば、どのような器具が必要で、それが安全にどのような場所に設置できるのかどうか調査し、今後におきまして検討してまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましては、今後におきましても、町と一体となって、町民のニーズに合った健康体力づくり事業の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）はい、5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）今、町民の健康体力づくりに、希望があれば取り組んでいきたいということですが、実はたしか三、四年前の止別地域の町政懇談会の折に、網走にトレーニングルームに通っているんだけれども、本町の小清水町にそういう施設はそろえることは無理なんだろうという御意見が出たやに伺っております。止別の青年の方々が、グループで通っていたけれども、最近ではちょっと距離があるんで遠いと、やっぱり地元で欲しいというふうに先日もおっしゃっていました。

ちなみに、小清水町から網走のトレーニングセンターへ行く場合と、小清水から隣の清里町のトレセンにあるトレーニングルームに通う方々、大まかに2つのそういったパターンに分かれております。清里町の利用されている利用者人数であります。年間およそ昨年度は6,580名、同じく近隣町村といえますか、若干遠いんですが、置戸町にもことしの3月にリニューアルオープンしたトレーニングルームがございます。そちらも、1カ月当たり500人から600人の利用。決して人数だけを見て判断するのが妥当かどうかはわかりませんが、どちらの町のトレーニング機器も、有酸素運動のランニングマシン初め数台と、筋力トレーニング用のマシーンをそれぞれそろえております。

やはり、特に指導する方は、両町とも北見市からの民間だと思っておりますが、健康指導者を養成しております。ただ、残念なのは、厚生労働省管轄の資格であります健康運動指導士、この健康運動指導士というのは割とたくさんいらっしゃる。しかし、文科省管轄のトレーニング指導士についてはなかなか人数が少ないということのようでもあります。

トレーニング指導士については、網走市教育委員会に常駐として、職員として2名いらっしゃいます。1人は管理職の次長さんであります。網走市においては、スポーツ関係の取り組みが盛んに行われております。お聞きしましたところ、トレーニング機器をきちっと理論的に理解した上で指導するということがもちろん絶対条件になりますというふうにおっしゃっていました。できるのであれば、自治体間連携で、指導士として年に一、二回行くことは、要請があればやぶさかではございませんというふうにもおっしゃっていました。

そういった意味で、指導者をそろえるという努力とあわせて、町民の青年世代、シニア世代、ちょっと若干の高齢世代含めたそういうトレーニングルームを、やっぱり前向きに検討すべきだと思いますが、再度伺いたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

加藤教育長。

○教育長（加藤友幸君）工藤議員がおっしゃるとおりだと思います。ただ、教育委員会といたしましては、今、指導員のお話が出ましたけれども、器具の設置についてはあくまでもやっぱり町民の安全というものを最優先しなければなりませんので、今、おっしゃっていただきました指導者との連携、うちは春トレ、秋トレ、北見からの業者からの派遣もありますので、今後、そういった人材を確保というか、常駐させることは予算的には無理ですけれども、そういったことも利用しながら、また小清水町で筋トレという部分で器具を利用して町外に通われている愛好者の団体というか、グループというか、そういった方々が、もしうちにそういった器具を設置したルーム的なものできたとすれば、そういう人たちで管理が果たしてできるのかどうか含めて、今後、前向きに調査をして検討してまいりたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）工藤孝一議員の質問は以上であります。

続いて、4番、森浩議員。はい、4番、森浩議員。

○4番（森浩君）はい、4番でございます。私のほうから、質問事項2点をいたします。

1点は、空き家、危険家屋の対策とその経緯と、もう一つは町有地の利活用についてでございます。

初めに、空き家関係もしくはまた危険な空き家についての対応をお伺いいたします。

平成27年度6月の定例会で、前林町長が、この空き家問題についてはそこそこ個人の所有物またはいろいろな経緯の中で困難だというふうにご答弁がありました。2年半たって、最近の取り組み状況、私が調べるところによるとそう変わっていないわけなので、外的に変わらないものなのか、もしくはまた持ち主との交渉の中、いろいろお話の中で何か進展があったのかどうか、最近の取り組みをお伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）空き家対策につきましては、以前、森議員から、もっとアンテナを高くして情報収集を行うなど取り組みのご提案をいただき、防犯対策として空き家の現状確認を行うほか、町広報において、転出等により空き家が生じるときには町に連絡をいただくよう周知してきたところではありますが、残念ながら所有者からの届出はなく、成果には至っていない現状にあります。

この反省に立ち、今後の取り組みについてでございますが、国の空家等対策の推進に関する特別措置法の完全施行を踏まえ、その基本方針に基づきまして、生活環境の保全を図るために適切に管理がなされていない空き家等の減少または既存の空き家等の活用を図るため、空き家等対策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、空き家対策協議会を設置し、今後の空き家対策等の指針となる空き家対策計画を策定してまいりたいと考えてございます。

その一歩といたしまして、年明けには、日本不動産研究所より専門家の講師をお招きするところでありまして、民間事業者の知恵をおかりし、連携を図りながら、空き家等の発生予防、利活用促進、是正推進を基本方針として具体的施策を進めてまいりたいと考えてございます。議員の皆様にもぜひ御参加をいただき、課題解消に向けた情報の共有を図っていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、危機感を持って対応に当たっていく考えにありますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）4番、森浩議員。

○4番（森浩君）されようとしていることについては、十分理解できます。

浜小清水の地域で、空き家が長年、30年間放置されてあるという実態もございます。そして、今の町の施策として、あの地域にインバウンドの事業を始めるというようなことで大々的に整備をしているわけなんですけれども、あの2軒については何か手をつけたことはありますか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）現時点についてはございません。

○4番（森浩君）あの2軒ですが、私、関係もあるというような、職場の関係であったわけなんです、郵便局でございます。その隣があるんですが、聞くところによると、相続人なり持ち主の人たちも結構高齢になって、なかなかお話をしても進まないんじゃないかというような話は聞いているわけなんです、持ち主が亡くなったというような形になっていくと、非常に対応が難しくなっていくというような状況になろうかと思えます。できるだけ早目にそういうところの手を打っていただきたいなというふうに考えております。

あともう一つ、町の中の危険な家屋、上からモルタルが落ちてくるだとか、それによって下の舗道が封鎖されているとかという実態があるわけなんです。また、倒壊しそうな家屋がありまして、隣の家に非常に迷惑がかかるんじゃないかなというような状況もございます。そういう対応をもう少しきめ細かくできませんか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）特に危険な部分、住民の安全安心が損なわれるという部分では、町の中に1軒ございまして、担当のほうではさまざまな対応をさせていただいて、それなりの対応を今してきている状況でございます。

ただ、冒頭申し上げましたとおり、まず小清水町内にどんだけの空き家、危険家屋があるのかという全体像をつかんだ中で取り組みをしていきたいという考え方でございまして、急ぐもの、急がないもの、それぞれあると思いますけれども、議員がおっしゃるように、相続等々の関係から、いろんな問題が生じる部分はあるというふうには理解しております。

先月でありますけれども、北網地域の首長会議がございまして、その中で実はこの問題について議論をしてきているところであります。その中で、やはり本町の取り組みとしては、かなりおこなっているなとい

うような認識のもと、年を明けまして、専門家の方に来ていただいて、対応を急がなければいけないというふうに考えていたところでございます。

いろんなやり方はあろうかと思えます。町独自で解体費用については助成をしていくなり、そういうような方法もあるのかなと思えますけれども、まずは全体像をつかんだ中でどのような対策が必要かということを考えていうふうに考えてございますので、年明けに専門家の御意見等聞きながら、あとは近隣市町の取り組み状況、うちとしては先進事例が多々あるというふうに認識をしておりますので、そのような中でしっかりした対応をしていきたいというふうに考えてございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（坂田秀昭君）4番、森浩議員。

○4番（森浩君）わかりました。

一つ提案がございませけれども、小清水の市街地、市内と市街、言うなれば、小清水町萱野だとか美和だとか、そういう地区に住んでいる方で、息子が嫁さんもらったから俺は出ていくというような、そういう家庭について、ぜひこの町の空き家に住んでいただきたいというような取り組みを重点的に、町のセールスとしてお話をしていってらどうかというふうに私は勝手に思うんですけれども、ひとつ、そういうような小さな努力もしながら空き家対策を進めていっていただきたいというふうに思えます。

続きまして、町有地の利活用の関係なんですけれども、旧止別球場、グラウンドが売却に出されていたんですけれども、売れ残ったというんですか、買い手がつかなかったというんですか、売れていないというような実態があるわけです。

なぜ売れなかったか、高いか安いかわかる部分もあろうかと思えますけれども、土地の土壌というんですか、そういうものに問題があるのではなからうかと思うんですが、町ではどのように分析していますか、ここは。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）それでは、お答えいたします。

御質問の旧止別グラウンドでございますが、面積では約2町の土地となっておりますが、これにつきましては、地域におけるグラウンドとしての役割は終えたということでありまして、有効に利用していただくため売却することといたしまして、昨年12月に募集をしたところでございますが、これに対しまして購入の希望がなかったものでございます。

この土地につきましては、現状で球場としてのフェンスやバックネットなどが残されておりまして、老朽化しておりますことから、これを撤去して更地とする費用を新年度予算に計上する予定でございますが、その上で再度売却の募集を行いたいと考えておりまして、ある程度のまとまった面積を有する土地でございますので、ぜひ有効に活用していただきたいというふうに考えてございます。

次に、町営住宅、桜ヶ丘団地の用地の関係でございますが、桜ヶ丘団地は、現在、集会所を含めて15棟の建物がありまして、27戸に入居されている状況でございます。

桜ヶ丘団地につきましては、平成27年策定のまちづくり基本構想においても、将来的には廃止する方針でございまして、新規入居は行わず、入居のなくなった建物から順次解体を行ってまいります。

そのため、団地内には空き地が多くなっており、将来的にはすべての土地が空くこととなりますが、この利用方法につきましては、公共的な活用や民間による活用または売却など、あらゆる視点で有効な活用策を検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、4番、森浩議員。

○4番（森浩君）桜ヶ丘団地のことについては、よくわかりました。

止別球場の関係なんですけれども、これについてはバックネットを取り払って、再度また売りに出すというような答弁でございましたけれども、あの場所はいろいろ聞いてみますと、土地がよくないらしいんです。農業にあまり合っていない。球場として使っていたもんですから、それなりの砂が入っているというような実態があるわけなんです。それで、私のほうから、またこういうことも考えられるというような

ことで提案をしたいんですけれども、インバウンドの来訪者、この方にあそこを木を植えていただくというような施策をとってはどうか、これは1本につき金額を取って植えてもらう。以降、管理を町のほうがするか、観光協会がするか、それはどこでするかはちょっとこれからの話になりますけれども、どこかで管理をしながら、あそこで記念樹的なもの、木を植えていただくというような方法をとってはいかがかな。そして、また、町で植樹祭やっているわけなんですけれども、あの土地も手狭になってきたおりますので、町の植樹も含めて、あの土地を利活用すればいいかなというふうに思っているんですけれども、そういう考えはございませんか。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） お答えいたします。

先ほど、バックネット等を壊して更地にした上で再公募するというのが大原則かなというふうに考えてございますが、それでもなおかつ有効活用されない場合については、ただいま御提案のあった部分も十分検討の余地はあるかなというふうに考えてございます。

ただ、今、森林管理署さんのほうから土地をお借りし、植樹祭等々やってきておりますが、なかなかその管理ができないというのが現状かなというふうに考えてございます。せっかくインバウンドの方、日本の方でもよるいいんですけど、植樹を行っても、今後、ずっと管理していけるのかどうなのかという心配な部分もあろうかとは思いますが。

ですので、基本的には、今現時点の考えとしては、あくまでも公募をさせていただき、どなたかに有効に使っていただきたいという考え方で進めたいとは考えてございます。

繰り返しになりますけれども、そこでもなおかつ活用されない場合については、御提案のあったことも含めて検討してまいりたいというふうに考えていますので、御理解いただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君） はい、4番、森浩議員。

○4番（森浩君） 森林に関しては、来年、森林税、税金が課せられる、1人につき千円ですか、そういう税金ももう施行されるということになっています。それは、各市町村なり、自治体にお金がおりてくる、森林の面積だとか、また人口に応じておりてくるという分で、人手の分についてはちょっと大変ですけれども、お金の面ではある程度緩和されるんでないかなというふうに思いますので、そういう点も含めて、森林行政また森をつくる、森を守るというような、そういう視点に立って、ひとつ町政進めていただきたいというふうに思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（坂田秀昭君） 森浩議員の質問は、以上であります。

続いて、9番、中村俊之議員。

○9番（中村俊之君） 9番。保育体制の強化について質問させていただきます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、保育体制の強化がうたわれておりますが、本年度より調査・準備が進められていることと思います。

また、平成31年度より幼児教育無償化実施が閣議決定され、保育所に子供を預けたいという家庭がふえるのではないかと考えられますが、現在の保育所の規模や保育士不足など、今後の改善点と町の対応をお伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） お答えいたします。

御案内のとおり、まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、推進委員会並びに推進会議において検討を重ね、それぞれのプロジェクトにおける事業の進捗状況等を見ながら、先般見直しを行ったところと。

御質問のありました、子育て支援応援プロジェクトの保育体制の強化につきましては、保育士の処遇改善とサービスの拡充を掲げているところでありますが、現状においては、入所児童数に対する配置基準をクリアできる保育士の確保ができておりますが、近隣市町の状況によりまして、いずれの市町におきまし

ても保育士の確保が難しくなり、給与面を初めとして勤務条件等の改善が進んでいると認識をしております。

本町におきましても、これまで近隣市町との均衡を図るべく、嘱託職員、嘱託保育士の初任給の引き上げ、在職者の特別昇給、さらには退職手当制度の創設などにより処遇改善を図ってきておりますが、今後の保育士の確保は、保育所のみならず、子育て支援の充実に欠かせない課題であると考えておりますので、将来に向けての児童数の推移などを勘案しながら、さらに保育士の確保、子育て支援施策を検討していきたいと考えてございます。

また、御指摘のように、国は、人づくり革命の実現に向けた2兆円の政策パッケージを発表いたしました。子育て支援関係で見ますと、待機児童解消に向けた保育士の人材確保、幼児教育の無償化などが記されております。

この無償化に伴って、保育所への入所希望がふえるのではないかと、受け入れはどうなるのかという懸念があるということですが、就労等によって保育が必要であると認定されるなど条件によって入所することになりますので、無償化により直ちに入所させたい、受け入れます、ということにはなりません。民間企業における人材不足もありますので、就労意欲が増加することは考えられると思っております。そのような中で入所希望の増加はあると思えますけれども、いずれにいたしましても、現行の町立小清水保育所、へき地保育所、幼稚園を含め、待機児童が出ないような方向性をもって対応に当たってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（坂田秀昭君）9番、中村俊之議員。

○9番（中村俊之君）まず、保育士が足りていないという部分なんですけど、ここ数年で、現状で、地元の子が高校出て進学し保育士の資格を取り、小清水に帰ってきて働きたいが、嘱託職員という雇用形態のため、戻ってくるのを断念したという子も現に何人かはいました。小清水町の総合戦略の中には、Iターン、Uターンの受け入れ環境づくりというのもうたわれています。それを推進していくのであれば、やっぱり保育士の雇用形態の改善が急務なのではないでしょうか。

多少話はそれですが、特に来年、平成30年は、モンベルやツーリストセンターがオープンしたり、開町100年記念事業などでいろいろ企画が盛り込まれ、小清水の魅力の発揮する時だと思えます。そして、その発揮した分、きょう、後ろに傍聴に来てくれている小清水高校の生徒たちも、今後進学し就職するときは、小清水、地元に戻ってきたいと思ってくれる子もいると思えます。この町で安心して働ける環境づくりと子育てしやすい環境づくりとして、まずは保育体制の強化を早目に実施していただきたいと思えます。その点について、お考えをお伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）それでは、お答えいたします。

先ほども若干申し上げましたけれども、雇用状況、いわゆる処遇については、以前から改善をしてきているだろうというふうには認識をしております。さらには、その中でも、退職手当の創設等々、条件的には改善をしてきているだろうというふうには認識しておりますけれども、まだまだ十分ではないと。そこについては、やはり嘱託職員と、いわゆる臨時的な任用職員というような形で、一般職ではないということから敬遠されているのかなというふうに考えてございますけれども、これについては、本町だけではなく、近隣市町も同様な問題が起きております。

このような中で、先ほど申し上げましたけれども、小清水町全体、保育所、へき地保育所、幼稚園を含め、今後どのようにしていったらいいんだろうという、まずグランドデザインを描きたいなというふうには実は考えてございます。その中で、職員さんのあり方、今、町が直営で町立保育所をやっておりますけれども、それがいいのかどうか。あとは、子育てのサービスから言いますと、例えば看護師である、介護士さんであるとか、ニーズとしては夜間保育をやってくださいというニーズもあるわけです。そのような中で、どのような保育体制がいいのかというのをまず全体としては考えたいというふうに、私としては思っております。

ただ、やはり保育士の確保というのは、現実的に、今、募集をしておりますけど、なかなか振り向いて

くれないというのが現状です。これ、いないと本当に受け入れができなくなってしまうので、すごく危機感を持っております。そこについては、他の嘱託職員も含めてになりますけれども、ある程度処遇の改善もしていかなければ、人は来てくれないのかなというふうには思っております。

一方では、本町がやっても近隣市町がまたやってくるということで、イタチごっこ的な、ちょっと表現が悪いんですけれども、そんな部分もあるのかなと思いますけれども、ここは全体の小清水町の保育行政をどうあるべきかというのをちょっと1回考えたいなど。その中で、処遇についてもどのようなことが一番いいのかというようなことでやっていきたいなというふうに考えてございます。

本日、高校生の皆さんも来ていただいています。皆さん、それぞれ行く先、進路が決まったというふうに考えてございます。小清水町、来年100年を迎えますので、そのような中で魅力あるまちづくりというのも含めて、中村議員からもありましたけれども、それについてはぜひ1人でも2人でも本町で働いていただけるようなまちづくりを進めたいというふうに考えていますので、御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）中村俊之議員の質問は、以上であります。

以上で、通告の一般質問は終了いたしました。

これをもって、一般質問は終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時53分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

◎承認第5号 乃至 承認第7号

○議長（坂田秀昭君）日程第11、承認第5号ないし日程第13、承認第7号、専決処分した事件の承認について、平成29年度小清水町一般会計補正予算（第5号）、平成29年度小清水町一般会計補正予算（第6号）、平成29年度小清水町一般会計補正予算（第7号）を一括して議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君） ただいま一括上程されました承認第5号ないし承認第7号、専決処分した事件の承認について、初めに、承認第5号、平成29年度小清水町一般会計補正予算（第5号）を御説明申し上げます。

議案書18ページをお願いいたします。

本補正予算は、10月22日に執行された衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る費用を2款総務費に追加計上したものでありまして、各委員等の報酬、職員手当の人件費248万1千円、その他物件費217万円、総額で465万1千円を、国庫支出金を財源として歳入歳出予算に追加計上し、予算の総額を50億5,915万3千円としたものでございます。

衆議院解散後、即座に選挙事務に取りかかる必要がありましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

議案書24ページ以降の給与費明細書につきましては、選挙費に係る人件費の追加分となっておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、承認第6号、平成29年度小清水町一般会計補正予算（第6号）を御説明申し上げます。

議案書29ページをお願いいたします。

本補正予算は、小清水小学校金管バンドが9月23日開催の北海道小学校バンドフェスティバルに出場を行い、審査結果として金賞受賞の栄冠に輝くとともに、北海道代表に推薦され、11月18日に大阪市で開催された全日本小学校バンドフェスティバルへ出場することが決定となったことから、10款教育費

1項2目義務教育振興費19節負担金補助及び交付金の学校教育振興会交付金に、大会に出場する児童・引率教諭に係る2泊3日の交通費、宿泊費、楽器運搬費等必要経費を追加計上したものでありまして、財源といたしましては18款前年度繰越金を充当し、歳入歳出予算に184万円を追加計上し、予算の総額を50億6,099万3千円としたものでございます。

全国大会出場に係る航空機、宿泊施設等の手配に関し、支出負担行為を急ぐ必要があり、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

次に、承認第7号、平成29年度小清水町一般会計補正予算（第7号）を御説明申し上げます。

議案書37ページをお願いいたします。

本補正予算は、12月6日開催の北海道選挙管理委員会において決定となった、網走海区漁業調整委員会委員補欠選挙執行に係る費用を2款総務費に追加計上したものでありまして、各委員の件費39万7千円、その他物件費3万9千円、総額で43万6千円を、道支出金を財源として歳入歳出予算に追加計上し、予算の総額を50億6,142万9千円としたものでございます。

道選挙管理委員会の選挙執行決定により、即座に選挙事務に取りかかる必要がありましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

議案書43ページの給与費明細書につきましては、選挙費に係る件費の追加分となっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で、承認第5号から承認第7号までの説明を終わります。

御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）初めに、承認第5号、専決処分した事件の承認について（平成29年度小清水町一般会計補正予算（第5号））について質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

承認第5号、採決いたします。

原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、承認第5号、原案のとおり承認されました。

次に、承認第6号、専決処分した事件の承認について（平成29年度小清水町一般会計補正予算（第6号））について質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

承認第6号、採決いたします。

原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、承認第6号、原案のとおり承認されました。

次に、承認第7号、専決処分した事件の承認について（平成29年度小清水町一般会計補正予算（第7号））について質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
承認第7号、採決いたします。
原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。
よって、承認第7号、原案のとおり承認されました。

◎議案第49号 乃至 議案第51号

○議長（坂田秀昭君）日程第14、議案第49号ないし日程第16、議案第51号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

服部総務課長。

○総務課長（服部隆文君）ただいま上程されました議案第49号ないし議案第51号について、一括して御説明申し上げます。

内容につきましては、人事院勧告に準ずる給与等の改定に伴う関係条例の改正でございます。

議案書44ページから、また別途お配りしております資料、平成29年人事院勧告に関する条例改正概要及び新旧対照表をごらん願います。

資料の1、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正及び2の小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の改正の内容につきましては、いずれも期末手当を引き上げるもので、6月手当を2.075カ月から2.125カ月に、12月手当を2.225カ月から2.275カ月に、合わせて0.1カ月分を引き上げ、年間の支給月数を4.4カ月とする内容となっております。

施行期日は、平成29年12月1日としておりまして、本年度につきましては、6月手当がすでに支給されておりますことから、12月手当に0.1カ月分を上乗せした2.325カ月分を支給する改正内容としております。

次に、3の職員の給与に関する条例の改正でございますが、（1）の給料表の改定につきましては、平均で0.2%の引き上げとなりまして、1級の高卒と大卒の初任給の例では千円、3級では800円程度、4級以上で400円程度、それぞれ引き上げる内容となっております。

（2）の期末勤勉手当の改定でございますが、一般職員につきましては、特別職と同様に、勤勉手当の支給率を6月と12月合わせて0.1カ月分引き上げることとし、再任用職員につきましては、0.05カ月分の引き上げで、年間の支給月数を2.3カ月とするものでございます。

施行期日につきましては、給料表の改定と本年度分の期末勤勉手当は公布日の施行で、平成29年4月1日からの適用とし、改定後の期末勤勉手当につきましては、平成30年4月1日からの施行としております。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。
（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

初めに、議案第49号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第49号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第50号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第51号、原案のとおり可決されました。

◎議案第52号

○議長(坂田秀昭君) 日程第17、議案第52号、小清水町ツーリストセンター設置及び管理に関する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

細川産業課長。

○産業課長(細川正彦君) ただいま上程されました議案第52号、小清水町ツーリストセンター設置及び管理に関する条例制定について、御説明申し上げます。

本条例につきましては、平成30年2月末を工期として、現在、浜小清水、道の駅隣接地に建設しておりますツーリストセンターの設置及び管理に関して必要な事項を定めるものでございます。

議案書55ページをごらんください。

本条例は、施設の設置目的である本町の有する地域資源、観光並びに産業情報の発信や交流の場を提供する中枢の施設として機能させるため、同施設内にビジターセンターと商業店舗を併設することから、章立てにより構成することとしてございます。

まず、第1章総則でございますが、ツーリストセンター全体に係る事項を定めることとし、第1条は本条例の趣旨、第2条は設置目的、次のページとなりますが、第3条は施設の名称及び位置を、第4条は、第2条の設置目的を達成するために行う事業を規定するものであります。

次の第5条につきましては、同施設内にビジターセンターと商業店舗の設置について、第6条はビジターセンター及び商業店舗の管理に関して定めるものでございまして、第6条第1項につきましては、それぞれの施設を地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者に管理を行わせる旨を、第6条第2項は、指定管理の期間、基準、業務の範囲について定めるものであり、第7条につきましては、入館の制限に関して規定するものであります。

続いて、第2章として、ビジターセンターに関するものでございますが、第8条ないし第11条については、利用の許可、利用権の譲渡等の禁止、特別の設備の制限、利用許可の取り消しに関して定め、次のページとなりますが、第12条は使用料に関して定めるものでございます。

議案書60ページの別表1をごらんください。

本件に関しましては、第12条関係として、ビジターセンター内に設置する2つの会議室に係る面積及び使用料金を定めるもので、両室ともに4時間を最低の利用時間とし、その料金は、30.80平米の面積を有する会議室A、こちらについては700円、その後1時間を増すごとに150円を、次に81.60平米の面積を有する会議室Bについては1,800円、その後1時間を増すごとに400円を超過料金として加算するものでございます。

別表1の注意事項でございますが、1つ目として、1時間未満の超過料金については1時間とし、2つ目として、町外の利用者は規定料金の2倍の額で、3つ目として、入場料の徴収及び営利を目的とする催し物などを行う場合については、町民の利用者の場合は2倍、町外の利用者の場合は規定料金の3倍の額とすることとしてございます。

議案書58ページにお戻りください。

第13条及び第14条については、使用料の減免及び不還付に関して定めるものでございます。

次の第15条及び第16条につきましては、施設利用後の原状回復及び故意または過失による施設等の損傷などの損害賠償義務について定めるものでございます。

第17条につきましては、第6条第1項の規定による指定管理者に管理を行わせる場合の読みかえ規定を定めるものでございます。

続いて、第3章として、商業店舗に関するものでございますが、第18条は、第4条に定める施設事業の効果的・効用の増進を図るための利用を行うため、ツーリストセンター内に商業店舗を設置し、占用使用させることについて定めるものでございます。

第19条については、商業店舗に係る使用料に関して定めるものでございまして、その使用料につきましては、議案書60ページの別表2に定めるとおり、月額10万円と定めるものでございます。

第20条につきましては、商業店舗に係る利用権の譲渡等の禁止、特別の設備の制限、利用許可の取り消し等について、第9条から第11条まで及び第13条から第16条までの規定を準用する旨、定めるものでございます。

第4章雑則、第21条につきましては、本条例の施行に関して必要となる事項を規則で定めるため、規則への委任規定を設けてございます。

最後に、附則でございますが、本条例の施行は、施設の運用開始となる平成30年4月1日からとするものでございますが、附則第2条において、条例の施行日前においても指定管理者が運用開始に向けた準備行為を行えるよう定めてございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

はい、1番、下平正吾議員。

○1番（下平正吾君）はい、1番。今、新たに条例が制定された御説明を受けましたけれども、ちょっと若干お聞きしたいことがございますので、お聞きしたいと思います。

まず、このツーリストセンターは、ビジターセンター、それから商業施設と2つに分けたということでございますよね。それともう一つは、お聞きしたいのは、後で出てきます指定管理者、これがそれぞれ違うということでございます。

そこで、使用料がそれぞれ条例に定めてございますけれども、ビジターセンターのほうは、基本的には使用料としてそれぞれ、時間幾らという形で別表1で定めてございます。この料金は、指定管理者が回収するものか、町が回収するのか、その辺をちょっと教えていただきたいのと、もう一点は、商業施設のほうは指定管理者が町に対して、これは月10万円をお支払いしていただくということで、そういうことで理解させていただいてよろしいでしょうかということと、これ、商業店舗の、59ページに、商業店舗、第3章に載ってございますけれども、基本的には商業店舗を指定とするものに対して占用使用許可をとということで、これが原則だということでございます。それと、今後はこっちのほうのビジターセンターは、ここで、町長が認めればとか、町長が云々という減免または不還付という措置がある。この辺をもうちょっと詳しく説明をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

細川産業課長。

○産業課長（細川正彦君）お答えをしたいと思います。

まず1点目の使用料の部分でございます。

ビジターセンターに係る使用料、こちら、会議室の使用料となってございまして、こちらは後に御提案

させていただき指定管理者のほうの収入という形になります。

もう一点の商業店舗については、自主事業で指定管理をしていただくという流れになりますので、商業店舗の面積部分、こちらは占有使用という形でやっていただきますので、町のほうにお支払いをいただくという形になってございます。

それと、ビジターセンターの部分の使用の部分、こちらは会議室AとB、こちらを利用許可をしていただくのは指定管理者のほうで今度とはしていただく、業務として出しますので、こちらの部分でこういう項目を設けているという形になってございます。会議室Aという形と、会議室B、こちらの利用許可をするための条項を設けさせていただいて、指定管理者さんのほうでこちらの業務を行っていただくという形で考えています。

○議長（坂田秀昭君）はい、1番、下平正吾議員。

○1番（下平正吾君）13条の使用料の減免、それと14条の不還付、これと、それからこの商業施設の関係と、ビジターセンターと商業施設の違いがございまして、その辺をちょっと御説明していただきたい。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

細川産業課長。

○産業課長（細川正彦君）まず、13条の使用料の減免でございまして。こちらは、会議室において、公的な行事だとか、そういうことがある場合については、減額もしくは免除をしたいという形で設けさせていただいているところです。

あと、14条、こちらについては、既に納付された使用料は基本的には還付いたしませんと。ただし、次の各号に掲げる該当する部分、こちらは還付をしますという形で、町の施設としてそれぞれ（1）から（3）までの規定に設けている部分について、何かあった場合については還付をするという形で設けさせていただいております。こちらは、あくまでビジターセンターに設ける会議室の部分の規定という形で考えております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい、1番、下平正吾議員。

○1番（下平正吾君）ビジターセンターのほうは、指定管理者がその料金をもらうということですけど、その料金は指定管理者がもらうのに、町と指定管理者との契約の間がどういう契約になるかはちょっと僕、今、見ていないからわかんないけども、その辺もうたわれた中で、町長が減免する場合あるよと。ですから、指定管理者になっても、料金もらっちゃいけないよという部分もありますよというものは、指定管理者の間でやりとりをするという話でよろしいんでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

細川産業課長。

○産業課長（細川正彦君）13条、14条については、町が直営でやるのが原則の条文になっています。今回の施設については指定管理を導入するという形になってございますので、ここの13条、14条等の部分については、第17条で、指定管理者の適用という形で、ちょうど条文の中ほどになりますが、11条から14条の使用料とあるのは、使用料または利用料という形で今度は指定管理者のほうでその分の徴収等を行うという形で、町と指定管理者のほうで契約をしていくという形で処理をしていきたいという形で考えています。

○議長（坂田秀昭君）ほかに質疑のある方。

はい、3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）はい、3番。ちょっと1点お尋ねしたいんですけども、この施設は2つの指定管理者という形になると思うんですけど、施設の中というのはきちんと区切られているから、それぞれ維持管理、それぞれの分野でやれるかと思うんですけども、外周り、外構についての維持管理についてはどのような形になっているのか、ちょっとお尋ねしたいなと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

細川産業課長。

○産業課長（細川正彦君）外構の部分なんですけど、基本的に、ビジターセンターの指定管理者のほうに外構の部分の清掃だとか除雪作業だとかは基本的に行っていただくという形で考えております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい、3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）ちょっと確認ですけども、ということは、商業施設側についてはあくまでも中だけの管理で、あとツーリストセンターの外周りについてはビジターセンターに入る指定管理者が全部維持管理をするということの考え方でよろしいですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

細川産業課長。

○産業課長（細川正彦君）商業店舗の出入り口ってありますが、そちらはお店の人が当然にやっていた部分だと思います。あとは、舗道だとか駐車場含めて、そちらはビジターセンターの指定管理者のほうにやっていただきたいという形で考えているところです。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第52号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第52号、原案のとおり可決されました。

◎議案第53号 乃至 議案第57号

○議長（坂田秀昭君）日程第18、議案第53号ないし日程第22、議案第57号、平成29年度小清水町一般会計補正予算（第8号）について、平成29年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、平成29年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、平成29年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、平成29年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただいま一括上程されました議案第53号ないし議案第57号、平成29年度小清水町各会計補正予算、初めに議案第53号、平成29年度小清水町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,037万5千円を追加し、予算の総額を52億2,180万4千円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為の追加ですが、小清水町ツーリストセンターの指定管理事業につきまして、平成30年度から10年間の期間について限度額を設定するものでございます。

12ページをお願いいたします。

歳出予算についてですが、各歳出科目における補正予算計上額のうち、平成29年人事院勧告に伴う人件費の補正につきましては、後ほど、総務課長より給与費明細書にて説明いたしますので、私の方からは人件費以外の補正額についてのみ説明させていただきます。

主要施策調と合わせてごらんください。

初めに、2款総務費ですが、1項総務管理費は1目一般管理費13節委託料で、人事給与システムに係るデータ移行等のシステム改修業務委託料10万8千円追加、4目財産管理費は、12節役務費で、町有施設の取得等に伴い町有建物等災害保険料29万1千円追加、15節工事請負費は、光ケーブル設備等の支障移転工事について年度内執行に不足が見込まれることから、情報通信基盤設備工事請負費82万2千円追加、25節積立金は、2件の指定寄附に係るふるさと事業基金積立金19万4千円追加、6目企画広報費は、11節需用費から14節使用料及び賃借料まで、ふるさと納税推進事業に係る返礼品等の年度内執行不足見込み額をそれぞれ追加計上、19節負担金補助及び交付金は、株式会社山口油屋福太郎に対する施設増築に係る固定資産支援分など387万2千円追加、8目交通対策費19節負担金補助及び交付金は、網走バスの路線維持・運行補助といたしまして1,179万3千円追加。

次のページになります。

12目開町100年記念事業費ですが、多岐にわたる開町100年事業について、執行経費の明確化を図るため、歳出科目の新設を行い対応するものであり、今回の補正予算額につきましては、ファイターズ応援大使事業関連経費の追加補正額を計上しております。初めに、8節報償費は、沖縄で実施される春季キャンプへの応援として、参加者2名分の旅費相当額として一般報償費14万2千円、9節旅費は、職員のキャンプ等参加に係る普通旅費45万6千円、10節交際費は、キャンプ応援、激励等に係るお土産品など23万円、11節需用費では、応援用うちわ、横断幕等の消耗品費131万9千円、応援大使事業取り組みに対するPR用封筒の印刷製品費44万2千円、13節委託料は、道の駅はなやか小清水のガラス面を利用した大型シート設置による事業PRを行うこととし、ファイターズシート製作・設置業務委託料70万円を追加、開町100年記念事業費合計として328万9千円追加計上を行うものであります。

なお、これらの予算計上いたしました各経費につきましては、本年実施の清里町での取り組みを参考とするほか、道内各自治体での取り組み状況を参考として計上しているものでございます。

以上、総務管理費合わせまして1億5,948万円追加計上。

3項1目戸籍住民基本台帳費13節委託料は、住居表示実施業務委託料の入札残81万円減額計上するほか、マイナンバーカードのさらなる利用普及として、旧姓併記に係るシステム改修として総合行政システム等改修業務委託料107万円追加。

次のページになります。

3款民生費は、1項社会福祉費7目ふれあいセンター費18節備品購入費で、施設設置のAED更新に係る購入費用27万円追加、19節負担金補助及び交付金で、施設電気料の料金改定に伴い、料金改定前の基準年度との差額分を補填することとし、電気料金上昇影響額負担金26万円追加、8目高齢者生活福祉センター費15節工事請負費は、外壁等改修工事請負費の入札残76万7千円減額計上、9目介護保険対策費28節繰出金は、介護保険システム改修業務及び人事院勧告による人件費に対する一般会計からの法定繰出金145万4千円追加、社会福祉費合わせまして121万7千円追加計上するものであります。

次のページになります。

4款衛生費は、1項5目環境衛生費11節需用費で、ペットボトル圧縮梱包機の結束機部分の不具合を修繕することとし、建物等修繕料227万9千円追加計上するものであります。

同じく、ページ中段、6款農林水産業費1項6目活性化センター費15節工事請負費は、道の駅はなやか小清水施設前設置の花壇を撤去し、歩道の移設と駐車帯の増設を行い、施設利用者の利便性向上を図るとともに、来春オープンするツーリストセンターへのスムーズな進入路等の確保を行うこととし、施設等整備工事請負費230万8千円計上。

同じく、ページ下段、7款商工費1項3目観光振興費は、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業のさらなる事業推進と観光振興を図ることを目的として、地域おこし協力隊制度を活用することとし、13節委託料で、隊員募集及び選考に係る業務委託料169万6千円追加するほか、9節旅費において面接実施に係る職員の普通旅費13万3千円追加。

次のページになります。

15節工事請負費は、不足が見込まれる小清水ツーリストセンター整備工事請負費72万円追加、商工

費合わせまして254万9千円追加計上するものです。

同じく、ページ中段、8款土木費は、2項1目道路橋梁総務費13節委託料で、本年度施工の改良・舗装2路線等の道路台帳補正業務委託料181万1千円追加、3目源泉管理費11節需用費は、第1号源泉の電磁流量計に不具合が生じていることから、建物等修繕料75万円追加、道路橋梁費合わせまして256万1千円追加計上するものであります。

同じく、ページ下段、9款消防費は、人事院勧告に伴う本部人件費等本町負担分として、斜里地区消防組合負担金40万9千円追加計上するものであります。

次のページになります。

10款教育費、下段、2項小学校費1目学校管理費18節備品購入費は、学校設置のAED更新に係る購入費用27万円追加。

次のページになります。

3項中学校費1目学校管理費18節備品購入費は、小学校同様に、学校設置のAED更新に係る購入費用27万円追加。

ページ中段、5項社会教育費3目社会教育施設費15節工事請負費で、入札残に伴い社会教育施設改修工事請負費など284万5千円減額計上。

ページ下段、6項保健体育費2目体育施設費13節委託料は、町民プールの暖房設備等の更新が必要となることから、床暖配管の現状把握のほか設備の実施設計などを行うこととし、町民プール調査設計業務委託料296万円追加、18節備品購入費は、トレーニングセンター設置のAED更新に係る購入費用27万円追加、保健体育費合わせまして323万円追加計上するものであります。

続きまして歳入予算でございますが、8ページにお戻り下さい。

初めに、13款国庫支出金は、2項1目総務費国庫補助金で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、歳出同額として107万円追加計上。

14款道支出金は、2項道補助金で、民生費道補助金を初め各目における地域づくり総合交付金は交付決定額に基づきそれぞれ追加計上するほか、多子世帯の保育料軽減支援事業費補助金は、保育所を利用する第2子以降の3歳未満児の保育料を無償化し、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、安心して子ども産み育てることができる環境づくりとして北海道が創設した事業の実施により165万8千円追加、道補助金合わせまして616万3千円追加計上するものであります。

16款寄附金は、総務費寄附金及びふるさと納税寄附金合わせまして1億3,649万6千円追加計上するものでございます。

次のページになります。

17款繰入金は、開町100年記念事業実施に係る財源として328万9千円追加計上。

18款繰越金は、財源調整といたしまして1,335万7千円追加計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）服部総務課長。

○総務課長（服部隆文君）給与費明細について御説明いたします。

補正予算書の19ページでございます。

表の1、特別職につきましては、本年10月に就任した教育長が新たに特別職となりましたことによる増加分に、人事院勧告に準じて行う期末手当の改定などを加え、比較の長等の欄の合計で583万5千円の増加、議員の欄では期末手当の改定分で20万9千円の増加となっております。

次のページでございますが、2の一般職につきましては、比較欄の職員数で4名の減少、給与等の合計で1,395万6千円の減少となっておりますが、職員数は特別職への就任及び退職によるものでありまして、増減額の内訳は、次のページにありますけれども、給料及び職員手当の増減額の明細に記載のとおり、給料及び職員手当とも、給与改定及び期末勤勉手当の改定に伴う増加に加え、特別職への就任及び退職に伴う減少分、また、これに人事異動などによる増減があったことによるものでございます。

なお、人事院勧告に伴う補正額につきましては、特別職と一般職及びこのあと提案いたします特別会計

も含めると、総額で377万3千円となっております。

また、特別会計の給与費明細書につきましては、一般会計と同様に、人事院勧告及び人事異動等による増減でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（坂田秀昭君） 村上保健福祉課長。

○保健福祉課長（村上信二君） 続きまして、議案第54号、平成29年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書23ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ54万9千円を追加し、予算総額を10億1,611万9千円とするものでございます。

補正予算書28ページをお開き下さい。

まず、歳出予算になりますが、1款1項総務管理費におきまして、保険者の都道府県化に向け、新たに北海道国保連合会が構築する事業報告システム、通称、北海道クラウドプレミアムを利用するための負担金を追加し、それにより当初予定しておりました調整交付金用システム改修が不要となりますことから、委託料の減額と合わせまして総額54万9千円を追加計上するものでございます。

続きまして、26ページにお戻りください。

歳入予算ですが、システム負担金分の財源といたしまして、2款2項国庫補助金、財政調整交付金で15万4千円が措置される一方、調整交付金用システム改修の財源措置額32万4千円の減額による差し引き17万円を減額するほか、保険制度関係業務準備事業費補助金で56万5千円を追加、合わせまして39万5千円を追加し、5款2項道補助金の道の財政措置分として、財政調整交付金15万4千円を追加計上するものでございます。

以上、国民健康保険特別会計補正の予算説明を終わります。

続きまして、議案第55号、平成29年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書30ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に、保険事業勘定においては193万4千円を、サービス事業勘定においては20万円をそれぞれ追加し、歳入歳出予算総額を保険事業勘定5億6,103万6千円、サービス事業勘定1,989万円とするものでございます。

補正予算書39ページをお開き下さい。

初めに、保険事業勘定の歳出予算の補正ですが、1款1項総務管理費は、第7期介護保険計画策定に伴う介護保険運営審議会の開催回数増に伴います委員報酬、費用弁償合わせた2万9千円を追加、委託料は、平成30年度制度改正に伴う介護保険システム改修業務委託料190万5千円追加の総額193万4千円を追加計上するものでございます。

37ページに戻りまして、歳入予算の補正ですが、システム改修に係る国庫負担金分といたしまして2款2項国庫補助金で68万円を追加、町費負担分125万4千円を6款1項一般会計繰入金で追加計上するものでございます。

続きまして45ページをお開き下さい。

サービス事業勘定歳出予算の補正ですが、1款1項居宅介護支援事業費におきまして、給与改定等に伴います居宅介護支援事業所一般職2名に係る給与、職員手当等、共済費及び退職手当組合負担金の人件費分18万6千円と、介護給付費等のインターネット請求移行に伴い必要となる証明書発行手数料として1万4千円の総額20万円を追加計上するものでございます。

43ページに戻りまして、歳入予算では、その財源といたしまして、2款1項一般会計繰入金において同額の20万円を追加計上するものでございます。

なお、46ページ給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 荒木建設課長。

○建設課長（荒木和正君） 続きまして、議案第56号、平成29年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の49ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ186万9千円を減額し、予算の総額を2億9,290万9千円とするものでございます。

補正予算書の54ページをお開き願います。

歳出予算の補正でございますが、給与改定及び人事異動に伴う会計間異動の人件費の補正といたしまして、1款総務費1項2目一般管理費において、給料、職員手当等、共済費及び退職手当組合負担金合わせて人件費など総額で186万9千円減額計上し、52ページにお戻りいたしまして、歳入予算では、その財源調整としまして、5款繰越金において同額の186万9千円を減額計上するものでございます。

以上で、簡易水道特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第57号、平成29年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の58ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6万6千円を追加し、予算の総額を3億8,201万9千円とするものでございます。

補正予算書の63ページをお開き願います。

歳出予算の補正でございますが、給与改定に伴う人件費の補正といたしまして、1款総務費1項1目一般管理費において、給料、職員手当等共済費及び退職手当組合負担金、合わせまして人件費など総額で6万6千円追加計上いたしまして、61ページに戻りまして、歳入予算では、その財源調整といたしまして、5款繰越金において同額の6万6千円を追加計上するものでございます。

なお、両特別会計ともに、給与費明細書につきましては説明を省略させていただきます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 初めに、議案第53号、平成29年度小清水町一般会計補正予算（第8号）について質疑を受けます。

はい、3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君） はい、3番。

まず、1点目は、ちょっと確認だったんですけども、給与明細の関係で、今年度、人事院勧告によって増える支出の分だったんですけども、先ほどの説明の中では特別職、一般職合わせて377万、議員が20万という御説明だったかと思うんですけども、そういう理解でよろしかったですか。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

服部総務課長。

○総務課長（服部隆文君） そのとおりでございます。特別職分につきましては、長等の部分で18万3千円、議員の分で20万9千円、その他一般職では321万2千円という内訳になっております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君） よろしいですか。

3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君） はい、3番。

もう一点お尋ねしたいことがあるんですけども、交通対策費の中で、網走バス斜里線運行事業、これについてなんですけども、この利用者については、町のほうで大体どれぐらい。利用者ということは小清水町の町民の利用者なんですけども、そうすると、止別ぐらいまで利用される方なんですけども、それについて町としては把握されていますか。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

服部総務課長。

○総務課長（服部隆文君）補助金を出すに当たり、路線ごとの乗車人数というのは数字が出ております。それによりますと、1便当たりの平均乗車数、小清水線では1.9人、斜里線では1.7人、1日の輸送量といたしましては、小清水線で13.8人、斜里線で5.6人、これが29年度の実績でございます。

ちょっと小清水から何人乗っているかという部分については、資料があるんですけども、精査しておりませんので、ちょっと人数が出ておりませんので、今お答えすることができないということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）はい、3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）特に小清水と網走の間というのは、通学の関係だとかもいろいろあると思うんですけども、網走と斜里の間のバスについての利用数については、少し小清水町民がどれぐらい利用しているのかというのをきちんと精査した中で、先だっても釧網線の存続の関係で、網走のほうに講演とかを聞きにいったんですけども、いずれにしても、これ、バスそれからJRと別々にいろいろと議論するよりも、バスそれからJR合わせた中できちんとこれから先を見据えた議論をしていかなければならないのかなというふうに思うんですけども、その辺について、ちょっと町としてどういうお考えを持っているのかをお尋ねしたいなと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

服部総務課長。

○総務課長（服部隆文君）バス路線の維持につきましては、路線の維持のために多額な赤字が生じている状況でございます。国の補助のほか、市町村の補助、加えてバス会社の負担も含めてやっと存続しているという状況でございます。今後のあり方につきましては、ただいま網走市と斜里町と小清水町の、今、事務レベルでの協議を進めている段階でございます。これは協議としてはなるべく早い段階で協議を詰めて、今後のバス路線の維持に向けた対策を考えたいということで協議を進めているところでございます。

○議長（坂田秀昭君）暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時55分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

はい、1番、下平正吾議員。

○1番（下平正吾君）補正予算書の13ページの開町100年記念事業についてちょっとお話をお聞きしたいんですが、このファイターズ応援大使事業なんですが、どのような形でどのような人たちが行かれてこの応援大使事業が行われるのか、その辺を含めて、もうちょっと入り込んだ話をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ファイターズ応援大使事業、先般のファン感謝デーで応援大使2名が決定したということで、これから本格的になります。ファイターズ応援球団のほうから、今月の22日に事務的な打ち合わせを行った後に、広報紙の紙面だとかポスターの掲示の方法だとか、具体的な事務が示されることとなりますので、ルールに従った事務を進めるということになるかと思っております。

ただいま下平副議長から御質問のありました取り組み方という点でございますけども、まず1つ目については、小清水ファイターズ応援団というのを先般広報紙等で三、四カ月前から募集を行って、7区の佐々木満次男氏に仮団長ということで御依頼を申し上げて、今、団員さんを募っているところでおります。

現状としては、子供を含め、約19名の応援団の募集があるということでございますので、先ほど説明いたしました22日の事務的制約をクリアした中で、精査した中で、その後、応援団の設立を行いながら、小清水のファイターズ応援団が中心となって、今回補正計上していただきました関係経費の執行を含め取り組むこととしてございます。

応援団の設立にあっては、当初、年内を予定しておったんですが、ファイターズからの事務的説明が

22日と、年末で遅くなるということでございますので、1月上旬を目途としながら、小清水ファイターズ応援団の設立を行い、そこが活動の中心となって事業を進めていくということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

はい、1番、下平正吾議員。

○1番（下平正吾君）本年度から応援大使事業ということで進められるわけですが、初年度として、町からは町長、副町長、その辺の顔は出さないか、その辺をちょっと聞きたいんですが。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）今回の補正予算で計上させていただきました報償費につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、春季キャンプへの応援ということで、現時点の想定としては、団長、それから副団長ということで2名の方が沖縄のほうに行ってお応援するというところでございまして、あわせて旅費の中で40万なにかし補正計上しておるんですけども、同じく2名分ということで、1名は町長の旅費、それから随員職員ということで、2名が春季キャンプのほうに行ってお応援してくるというほかに、応援大使事業の北海道内の関連自治体が集まって、実は総決起集会みたいなものが札幌市でございまして、そこには一般職員ですけれども、4名ないし5名の出席を行いながら応援事業について進めてまいりたいということで予算計上してございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第53号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第53号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号、平成29年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第54号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第54号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号、平成29年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第55号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第55号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号、平成29年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第56号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第56号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号、平成29年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第57号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第57号、原案のとおり可決されました。

◎議案第58号

○議長（坂田秀昭君）日程第23、議案第58号、国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会規約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

細川産業課長。

○産業課長（細川正彦君）ただいま上程されました、議案第58号、国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会規約の変更について、御説明申し上げます。

このたびの改正は、平成29年10月10日より、小清水町住居表示に関する条例が施行されたことに伴いまして、国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会事務所の住所地が変更となりましたので、当協議会規約の一部を変更するものでございます。

別途お配りしております、新旧対照表をごらん願います。

変更の内容につきましては、規約第5条中「斜里郡小清水町字小清水157番地の29」を、変更後の住所地「斜里郡小清水町元町1丁目10番17号」に改めるものでございます。

附則でございますが、本規約の施行は公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第58号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第58号、原案のとおり可決されました。

◎議案第59号 及び 議案第60号

○議長（坂田秀昭君）日程第24、議案第59号及び日程第25、議案第60号、小清水町ツーリストセンター（ビジターセンター）の指定管理者の指定について、小清水町ツーリストセンター（商業店舗）の指定管理者の指定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

細川産業課長。

○産業課長（細川正彦君）ただいま上程されました、議案第59号及び議案第60号、小清水町ツーリストセンターの指定管理者の指定について、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第59号、ビジターセンターの指定でございますが、小清水町ツーリストセンター内に設置するビジターセンターは、本町の農畜産物、食、観光、自然などの情報・体験の発信や提供を行うことをもって、観光及び地場産業の振興を図ることを目的として、平成30年4月に運営開始するところであり、この目的を達成するために、施設の効率的な運営が可能となる指定管理者による管理運営を行うこととしたところであります。

このことから、これまで観光協会と指定管理者制度を活用した施設の管理運営の受託について要請、協議を進めてまいりましたが、このたび12月8日付で受託する旨の回答を得たところでございます。

本施設の管理運営を同協会が行うことによりまして、より適切・効率的な利用の促進が図られるものと判断したところであり、公募によらない指定管理者の候補者とするものでございます。

指定管理者の名称等でございますが、議案に記載のとおり、小清水町字小清水658番地の4、一般社団法人小清水町観光協会会長、橋芳和氏を指定管理者として指定するものでございます。

なお、指定の期間につきましては、平成30年4月1日から平成40年3月31日までの10年間とするものでございます。

続きまして、議案第60号、商業店舗の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

小清水町ツーリストセンター内に設置する商業店舗は、ツーリストセンターの魅力、効用の増進を図ることを目的として、平成30年4月に運営開始するところであり、この目的を達成するために、施設の効率的な運営が可能となる指定管理者による管理運営を行うこととしたところであります。

昨年、本町と観光・自然フィールドを生かしたアウトドアスポーツの振興を目的に、相互間協力を株式会社モンベルと締結したところでありまして、同社のグループ会社として店舗運営を行う株式会社ベルカディアと指定管理者制度を活用した施設の管理運営の受託について要請、協議を進めてまいりましたが、このたび11月の27日付で受託する旨の回答を得たところでございます。

本施設の管理運営を同社が行うことによりまして、ツーリストセンターの魅力向上はもとより、より適切・効率的な利用の促進が図られるものと判断したところであり、公募によらない指定管理者の候補者とするものでございます。

指定管理者の名称等でございますが、議案に記載のとおり、大阪府大阪市西区新町2丁目2番2号、株

式会社ベルカディア代表取締役、辰野勇氏を指定管理者として指定するものでございます。

なお、指定の期間につきましては、平成30年4月1日から平成40年3月31日までの10年間とするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第59号、小清水町ツーリストセンター（ビジターセンター）の指定管理者の指定について、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第59号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第59号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号、小清水町ツーリストセンター（商業店舗）の指定管理者の指定について、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第60号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第60号、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成29年第6回町議会定例会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

（午後0時10分）